

【対象調整力の凡例】		
I a : 電源 I 周波数調整力	I b : 電源 I 需給バランス調整力	I ' : 電源 I ' 厳気象対応調整力
II a : 電源 II 周波数調整力	II b : 電源 II 需給バランス調整力	II ' : 電源 II ' 低速需給バランス調整力
BS : ブラックスタート	調相 : 調相運転	

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
1	I'	募集要綱	第9章 主な契約条件 (2)目的 外利用の禁止	需要期平日夜間や需要期の休日における目的外利用については、送配電会社の承諾を得られる場合は可能という認識でよいか。	ご記載いただいたとおりです。 なお、需給調整市場への応札につきましては、別途当社HPに公表する「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札について」にて運用上の取扱い等を記載しておりますので、そちらをご確認ください。
2	II a	募集要綱	P13、「需給調整市場への単価登録」	二つ目のポツ イ 最終行 ・「また、各単価については、コストを踏まえた設定としてください。」という記述があるが、コストの考え方は昨今の制度設計専門会合等で議論中であり、また、事業者によって異なるため、現時点においての記述は不要ではないか。	『一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方』(ガイドライン)に則り、kWh価格について燃料費等のコスト変動を反映できる、という趣旨で記載しています。(原案どおりとさせていただきます。)
3	I'	募集要綱	P15、(ア)停電割戻料金	停電割戻料金の算定式の分母は12回×2時間×2とありますが、今回の募集条件より12回×3時間×2が正しいと思えます(契約書案では12回×3時間×2となっております)。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
4	I a	募集要綱	P11、8.入札の条件.(3)発電設備等の運用	(原 案) ア 5分以内の出力増加 ・あらかじめ定める停止期間を除き、常時、当社中央給電指令所からの専用線オンラインによる指令により、5分以内に周波数調整力契約電力の出力増減が可能であることが必要です。 なお、応札者が自らの発電販売計画等のためには系統並列が不要と判断した場合においても、当社は電源2周波数調整力契約に基づき系統並列を指令することがありますが、発電バランシンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。 (確 認) 上記、なお書きについて、自らの発電販売計画等で系統並列が不要かつ貴社からの系統並列指令が無い場合は系統へ常時並列をする必要がないという理解でよいか。 また、昨年度の募集要綱では、「あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。」という注意書きがあったが、今回のなお書き部分がそれに該当するという理解でよいか。	ご認識のとおりです。 (取扱いに変更はございません。)
5	I b	募集要綱	P10、8.入札の条件.(3)発電設備等の運用	(原 案) ア 発電等の実施 ・あらかじめ定める停止期間を除き、常時、当社中央給電指令所からの専用線オンラインによる指令により、15分以内に需給バランス調整力契約電力の発電等が可能であることが必要です。 なお、応札者が自らの発電販売計画等のためには系統並列が不要と判断した場合においても、当社は電源2周波数調整力契約に基づき系統並列を指令することがありますが、発電バランシンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。 (確 認) 上記、なお書きについて、自らの発電販売計画等で系統並列が不要かつ貴社からの系統並列指令が無い場合は系統へ常時並列をする必要がないという理解でよいか。 また、昨年度の募集要綱では、「あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。」という注意書きがあったが、今回のなお書き部分がそれに該当するという理解でよいか。	ご認識のとおりです。 (取扱いに変更はございません。)
6	I'	募集要綱	P14 9「主な契約条件」(3)料金 ア 月間料金	(原 案) 容量価格を6で除した金額といたします。 (質問・修正案) 貴社エリアでは調整力提供期間が夏のみから改めて6か月とされ、他社TSOの要綱案も含めて、全国大で容量価格を12ではなく6で除することとなっております。落札価格に関しても極端な例ではありませんが、貴社エリアでは倍程度、年間を通じて調達していた他社TSOでは昨年度の半分程度を期待することになるのでしょうか。昨年度からの変更を踏まえて、貴社エリアにおける年間のkW価値、容量料金の考え方につき、明示的にご説明・ご記載いただけないでしょうか。 【理由】 基本料金の考え方につき、全ての応札事業者が共通の理解・認識をもって入札し、公募が適切な競争入札として機能するため	容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間において、弊社からの指令を受け、契約電源等から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定いただくものと考えております。 なお、本回答内容は募集要綱へ反映させていただきます。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
7	I´	募集要綱	P24 9「応札方法」(1)入札書の提出	<p>(原案)提出書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ持参してください。</p> <p>ウ 提出場所 愛知県名古屋市中区東新町1番地 中部電力パワーグリッド株式会社 企画室 エリア需給・広域グループ 「電源I´ 厳気象対応調整力入札」係</p> <p>【修正案】 インターネットを活用したデジタル入札をご検討いただけませんか。その際、例えば容量市場メインオークション向けの入札システムをうまく活用することはできないでしょうか。あるいは、入札書(様式1)を郵送提出とし、添付書類についてはメールへの添付ファイルでの提出も可とすることをご検討いただけませんか。</p> <p>【理由】 新型コロナウイルスによる昨今の情勢を鑑み、対面での入札書提出が出来ない可能性があるため</p> <p>【補足】 意見提出時期の7月末に他社TSO様と面着打合せ予定だったものの、新型コロナウイルス感染者の数が増えたため、急遽ウェブ会議への変更となった経緯あり</p>	・システムの構築期間・費用の観点からデジタル入札の導入は困難ですが、昨今の社会情勢等を鑑み、郵送での提出も可といたします。(各募集要綱へ反映いたします。)
8	I´	募集要綱	P21 11「総合評価方式における評価順位の決定」(2)非価格要素ポイントの算出	<p>(修正案) 端境期の電源I´ 発動を任意対応ではなく、通年対応を申告できる仕組みもご検討いただけませんか。また、当該申告の際、非価格要素として評価をする仕組みもご検討いただけませんか。</p> <p>【理由】 将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため</p>	<p>2020.5.18(第47回)制度設計専門会合(資料4)において示された「発電・小売電気事業者は、夏季・冬季以外など電源I´の発動見込みがない場合には、卸電力市場等で活用したい」というニーズを踏まえ、電源I´ 厳気象対応調整力の提供期間(義務期間)は厳気象時期に限定し、端境期については提供期間(義務期間)から除外しております。</p> <p>従いまして、提供期間(義務期間)以外の応動に関しては、評価対象外としております。</p>
9	I´	募集要綱	P17 9「主な契約条件」(4)厳気象対応調整力料金	<p>(修正案) 別途提出した意見項目でお示した通年対応での公募設計が難しい場合、端境期の従量料金につき、別途異なる価格での上限設定をご検討いただけませんか。</p> <p>【理由】 端境期におけるkW価値の基本料金が発生しないとなると、電源I´ 提供期間と比較して、端境期の需要抑制の限界費用が高くなるため</p> <p>(参考) 【第36回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2019年2月19日)議事録抜粋】 『出来る限り年間でも対応できる、春や秋でも有り得るのは、確かにその通りで、予想外れや太陽光発電の出力予測外れに対して電源I´で対応できることはあると思う。出来得る限りと記載してあるので大丈夫だとは思いますが、供給力として見込む形にして年間いつでも発動できる形とするのが良いのか、あるいは夏と冬に限定し、春や秋に発動する場合には、例えばkWh価格で割増して回数の枠外で発動できるような契約を予め締結しておく等、様々な方法があると思うので、1つに決め打ちせず、どのような方法が、一番コストが低く、かつ供給安定に資するのかを考えていく必要があると思う。』(松村委員)</p>	<p>端境期の従量料金単価に関しましても、一定の規律を設定すべきと考えており、提供期間と同様の上限単価を設定することとしております。</p> <p>端境期に関しましては、その前提で、協力可能な範囲で供出に応じていただきますようお願いいたします。</p>
10	I´	募集要綱	P14 9「主な契約条件」(2)目的外利用の禁止	<p>【質問】 調整力提供期間が6ヵ月となったことで、端境期には電源I´と同じリソース・kWを用いて、他市場すなわちJEPXや相対のkWh取引、もしくは需給調整市場3次調整力マル2へΔkW取引で参加が可能になるという理解で正しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>ただし、需給調整市場での取引に関しましては、別途当社HPに公表する「電源I´ 契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。</p>
11	I´	募集要綱	P.11 8 (4)発電設備等の運用、(5)負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供	<p>【意見】 「(4)ア 発電等の実施」「(5) ア (ア)(中略)適切な需要抑制(中略)」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮流を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないかと。 ※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、ネガワットとポジワットの双方をアグリゲートするケースの評価を議論し、2022年4月より運用開始を目指すとの議論がされているという認識</p>	<p>・常時逆潮流しているリソースにてポジワットとして応札いただき、その地点の負荷を制御することにより逆潮流流量を増加させるという仕組みは現在も否定されておりません。</p> <p>なお、ネガワット・ポジワットのアグリゲートに関しては、ERAB検討会の議論状況を踏まえ来年度以降の募集要綱への反映を検討して参ります。</p>
12	I´	募集要綱	P11. 8 (5)負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供 ア(ア)	<p>【意見】 需要家は電力使用の抑制により厳気象対応調整力を供出することとなっているが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないかと。 例: 構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kWの逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。</p>	<p>・同一地点におけるネガワット・ポジワットの混在、ネガワット・ポジワットのアグリゲートに関しては、ERAB検討会の議論状況を踏まえ来年度以降の募集要綱への反映を検討して参ります。</p>